

私たちが民生・児童委員です

令和元年12月1日付で新しい委員が決まりました。任期は3年です。委員の連絡先は下記までお尋ねください。

※「選任中」は、各地区で候補者を探しているところです。(12月31日現在)

●問い合わせ先

福祉課 社会福祉班 ☎248-1144

東部地区民生・児童委員(旧合志地区)

氏名	担当区域
西島 久子	出分・新古閑・上古閑
岡村 和弥	御領・野付
選任中	新迫・日向
安永 義信	上町・竹迫住宅
岐部 則夫	横町・下町
大塚 維伸	二子・油古閑
東 由紀美	上庄(上)
野田 博之	上庄(下)
野口 富男	原口・原口下
高木 敏明	平島・鹿水
上村 久義	中林・後川辺
緒田 恵子	栄温泉団地
橋爪 真由美	新栄温泉団地・山下団地・栄住宅
村山 恵治	上群・桜和の丘
稲倉 隆夫	下群
山田 公代	南群
大瀬 美和	桜路
箕輪 好修	黒石原・西沖住宅
藤本 美智子	黒石原・西沖住宅
手嶋 敬	黒石原・西沖住宅
岩切 和子	すずかけ台(1町内・2町内の一部)
米村 重夫	すずかけ台(2町内の一部・3町内)
山本 州江	すずかけ台(4・5町内)
門田 和隆	すずかけ台(6・7町内)
宮原 妃道	泉ヶ丘(1町内)
土井 良根	泉ヶ丘(2町内・4町内の一部)
上園 裕子	泉ヶ丘(3町内・4町内の一部)
川上 英光	泉ヶ丘(5町内)
選任中	笹原
米村 孝子	武蔵野台(5町内)
選任中	武蔵野台(4町内)・ファーストプレイス合志
甲斐 保之	武蔵野台(2・3町内)
中村 寛子	武蔵野台(1町内)
富永 尚美	永江団地(1町内)
松岡 博	永江団地(2町内)
井俣 純子	永江団地(3町内)
池邊 豊美	永江団地(5町内・6町内)
金丸 真喜子	永江団地(4町内)
小村 純子	杉並台(1町内)
岩本 和子	杉並台(2町内)
古閑 由紀子	杉並台(3町内)
結城 両市	沖野台
木村 まり子	主任児童委員(南ヶ丘小)
水上 和夫	主任児童委員(合志小)
上村 りえ子	主任児童委員(合志南小)

西部地区民生・児童委員(旧西合志地区)

氏名	担当区域
緒方 美子	生坪・弘生
鈴木 佳子	江良・高木
高木 あや	小池・ケアハウス菊香園
長野 博巳	辻久保
選任中	小合志・合生住宅
中山 真幸	立割・桑木鶴団地
木村 祐一	北・本村・辻
小山田 貴子	東・湯之端・外園・くぬぎヶ丘団地
森 凉子	城・上生
橋本 三保子	黒松・中尾・灰塚
佐竹 義斎	木原野・ユトリック団地
榮 桂子	大池・東大池
高見 多美子	芝原・南原住宅
重永 ヒトミ	若原(1組)
立野 千恵子	若原(2組)
西田 洋一	若原(3組)※10、11班除く
伊方 壽子	若原(3,4,5,6組)※3組は10、11班のみ
鈴木 裕子	御代志(8~13組)
選任中	御代志(1~7組)・農研・再春荘・恵楓園
佐藤 縫子	黒石(上)
内田 美代子	黒石(下)
成瀬 裕二	黒石(中)
阪口 隆利	黒石団地(北組)
松隈 敏彦	黒石団地(南組)
西岡 富美子	黒石団地(東組、中組5~7組)
川添 房子	陽光台
島村 保夫	黒石団地(西組、中組1~4組)
中山 幸弘	新開
麦田 真理子	新開
江副 裕子	みずき台
蔦浦 徹	みずき台
河野 徳朗	東須屋
河野 晃子	東須屋
熊谷 文秀	南陽
選任中	南陽
佐藤 一枝	南須屋
中村 秀一	須屋(的場、向島、西、西谷、打越)
福島 矩子	須屋(霜深、枉松、東1、東2)
吉良 健志	須屋(向陽、迫上、迫下)
妙圓園 純子	須屋(新東2組)
有村 順子	須屋(池の本、畠田)
平野 知津子	須屋(下須屋)
田中 チズ子	上須屋(南、中)
城川 康博	上須屋(西3組、2組5~7・9~11班)
佐藤 恒男	上須屋(東)
松富 眞治	上須屋(西1組、2組1~4・8班・12班)
飯塚 恵美子	堀川
木村 一三	榎ノ本(1、2、3組)
吉鶴 克助	榎ノ本(4、5、6組)
平山 幸典	西須屋団地
古賀 由佳	主任児童委員(西合志南小)
串下 一	主任児童委員(第一・中央小)
猿渡 舞	主任児童委員(東小)

3月22日(日)は熊本県知事選挙の投票日です 投票日当日、投票に行けない人のための制度



▲市ホームページ 選挙コーナー

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由があると見込まれる選挙人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

選挙当日の投票所での投票と同じで、投票用紙を直接投票箱に投函します。ただし、入場券はがき裏面の宣誓書の記入が必要です。

宣誓書は期日前投票所にも準備しています。

▼投票できる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日までです。

3月6日(金)~3月21日(土)

▼投票時間

午前8時30分~午後8時(期間中は土・日・祝日も実施)

▼期日前投票所

市役所1階ホールと西合志図書館集会室の2カ所のどちらでも投票できます。

不在者投票

- (1)仕事や旅行などで選挙期間中、合志市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票ができます。
- (2)指定病院などに入院、入所している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

(1)合志市以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

合志市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を請求し、どこで投票したいかを伝えます。交付された投票用紙などを持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて投票を行ないます。

(平日 午前8時30分~午後5時)

※不在者投票が投票日当日の指定時間までに投票所へ到着しなかった場合、その投票は無効となります。郵送期間を見越した早めの手続きが必要です。

(2)指定病院などでの不在者投票

手続きは(1)とほぼ同じです。投票用紙などは病院長などを通して請求し、投票は病院長などの管理する場所で行ないます。

※指定病院などは、都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどです。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っていて一定の障がいがある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が要介護5の人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便などにより不在者投票ができます。



事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。右表に当てはまる人が交付申請できます。



郵便等投票での代理記載制度

郵便等投票ができる人のうち、自ら投票の記載をすることができず右表に当てはまる人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人1人(選挙権のある人に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

※郵便などによる不在者投票の手続きを行なうには2週間程度かかりますので、早めの手続きが必要です。

手帳の種類	障がいの種類など	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症~第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

手帳の種類	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症~第2項症

問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎248-1112